

〒 **宛名郵便番号

**宛名住所

**宛名氏名

**通知年月日

利 用 意 向 調 査 書

**農業委員会等名

**会長名

あなたが所有・管理されている下記の農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定により利用状況調査を行い現地を確認しましたが、現に耕作の様子が見受けられず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれることから、同法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査を行い、下記農地の今後の活用についてのお考えを確認したいと存じますので、別添の「農地における利用の意向について（利用意向調査票）」に必要事項を記入の上、**提出期限日 までに返信してください。

記

1 農地の所在等

番号	所在・地番	地目	面積（㎡）	利用状況 調査年月日	利用状況
**番号	**所在・地番	**地目	**面積	**調査年月日	遊休農地（以下同様）

2 Q A（よくあるお問合せ）

- ◆この調査について知りたいことがあります。
ホームページ（QRコード又は「周南市 利用意向調査」で検索）で説明を見ることができます。
- ◆利用意向調査票を提出しないとどうなりますか。
6か月を超えても回答が確認できない場合は、知事の裁定により、当該農地に農地中間管理機構の利用権が設定される場合があります。
- ◆農地中間管理機構を利用するとは、具体的にどのようなことをすればよいですか。
利用をお考えの方は調査にご回答の上、農業委員会にご相談ください。
- ◆農地の場所が分かりません。どうしたらわかりますか。
『eMAFF農地ナビ』というインターネットサービスで確認可能です。
- ◆今は耕作しています。どうしたらよいですか。
「3 自ら耕作します。」を回答してください。
- ◆そのほか相談したいことがあるのですが。
調査にご回答の上、個別に相談を申し込んでください。
調査票にご記入いただいても回答することはできません。

よくあるお問合せ
QRコード



周南市農業委員会事務局 山口県周南市岐山通1-1 電話0834-22-8574

回答方法

市役所総合支所・支所に提出（夜間休日は支所の郵便受けに投函）
農業委員会事務局に提出（持参・郵送）

**提出期限日 までをお願いします。